平成２１年（フ）第１０９２号
高知市土居町10番１号　ＫＡＹＯＨＯＵＳＥ501号
債務者　松木　寿洋
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０９５号
高知県南国市小籠82番地１
債務者　安部　真理
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１号
高知市杉井流11番８号　セジュールオッツ105
債務者　大利　雄一
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６号
高知市桜井町１丁目９番18号　新田ハイツ東３
債務者　北岡　逸子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６号
福岡県久留米市津福本町1709番地９　サンシャインステート102号
債務者　平川健太郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４号
熊本県天草市下浦町3225番地５
債務者　稲田砂恵子（旧姓亀口）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第８２６号
大分市大字勢家1370番地
債務者　森　　千恵（旧姓平石）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９号
大分県別府市石垣東10丁目２番３―101号
債務者　竹下　富義
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８６１号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目22番１号マイロードⅡ―106号
債務者　大石　勇一
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４号
宮城県大崎市古川駅東３丁目１番35号
債務者　横山　由加
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
茨城県石岡市小屋370番地１
債務者　酒井　　實
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
茨城県石岡市小屋370番地１
債務者　酒井　俊子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
茨城県土浦市中村南１丁目24番７号高橋住宅Ａ
債務者　渡邉伊都子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８７号
茨城県鹿嶋市宮中4153番地駅北区画地54街区５―２号
債務者　中上　勝寛
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５号
茨城県鹿嶋市港ケ丘１丁目９番17号
債務者　大山美智子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７号
茨城県神栖市太田703番地97　グリーンハイツ小川Ａ―201
債務者　井上　秀代
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２号
富山県射水市太閤山８丁目10番地　クローネ太閤山Ｄ―202
債務者　甲　　昭雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　富山地方裁判所高岡支部